

消費者被害注意報 No. 49

長期使用している製品に注意しましょう！！

相談事例

20年以上前にエアコンを購入し、自宅の1階で使用していた。ある日、火災警報器が作動し、エアコン付近から火災が発生しているのを見つけ、直ぐに消防署へ通報したが、自宅は半焼してしまった。出火原因については消防署が調査中である。

〈相談員がアドバイスした内容〉

出火原因の特定は消防署の調査結果を待つことを伝えた上で、以下の助言をしました。

- エアコンに限らず家電製品等の長期の使用に伴う経年劣化により火災等の事故が発生した事例があります。
- 家電製品等を長期使用している場合には、定期的に点検を行うことが大切です。
また、製品から異常な音や振動やにおいが出た場合(※主な家電製品の症状については裏面参照)には、直ちに使用を中止して点検を依頼しましょう。
- 製品を購入した際、製品の使用方法などについて取扱説明書で必ず確認し、適切に使用しましょう

見守りのポイント

1 長期使用製品の安全対策として「**長期使用製品安全点検制度**」と「**長期使用製品安全表示制度**」が平成21年4月に創設されましたので、確認してみましょう。制度施行以前の製品でも安全表示制度の標準使用期間は参考となります。

● **長期使用製品安全点検制度**

(対象商品) **石油給湯器、石油ふろがま、FF式石油温風暖房機、ビルトイン式電気食器洗機、浴室用電気乾燥機、屋内式ガス瞬間湯沸器、屋内式ガスふろがま**

(主な内容) 登録者(所有者)への点検通知など

● **長期使用製品安全表示制度**

(対象商品) **扇風機、換気扇、エアコン、フライングテレビ、全自動洗濯機、2層式洗濯機**

(主な内容) 設計上の標準使用期間と経年劣化の注意喚起の表示

2 未回収のリコール製品から火災などの事故が発生する事例もあります。日頃から製品のリコール情報などに注意しましょう。

※消費者庁のリコール情報サイト⇒ <http://www.recall.go.jp/>



お気軽に消費生活センターにご相談ください。

相談専用電話 043-207-3000

〈連絡・問い合わせ先〉 千葉市消費生活センター 中央区弁天1-25-1

電話 043-207-3602 FAX 043-207-3111